

第3回津軽地域ごみ処理広域化協議会（会議録）

日時：令和2年10月15日（木）
午後2時00分
場所：弘前地区環境整備センター
管理棟3階大会議室

【出席者】6人

| | |
|-------|-------|
| 弘前市長 | 櫻田 宏 |
| 黒石市長 | 高樋 憲 |
| 平川市長 | 長尾 忠行 |
| 板柳町長 | 成田 誠 |
| 田舎館村長 | 鈴木 孝雄 |
| 西目屋村長 | 関 和典 |

【欠席者】2人

| | |
|------|-------|
| 藤崎町長 | 平田 博幸 |
| 大鰐町長 | 山田 年伸 |

【津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局】

| | | |
|------|--------------------|----------|
| 局長 | 森岡 欽吾（弘前地区環境整備事務組合 | 事務局長） |
| 次長 | 村元 茂樹（ | 総務課長） |
| 次長補佐 | 川辺 貴志（ | 総務課長補佐） |
| 〃 | 福士 幸司（黒石地区清掃施設組合 | 事務局次長補佐） |
| 総括主幹 | 吹田 稔（弘前地区環境整備事務組合 | 総務課総括主幹） |
| 総括主査 | 成田 貴仁（ | 〃 総括主査） |
| 主任主事 | 中田 和道（ | 〃 主任主事） |

【弘前地区環境整備事務組合事務局・黒石地区清掃施設組合事務局】

| | | |
|--------------|-----------|-------|
| 弘前地区環境整備事務組合 | 施設管理課長 | 工藤 亙 |
| 〃 | 施設管理課長補佐 | 成田 公司 |
| 〃 | 施設管理課総括主査 | 内山 真徳 |
| 黒石地区清掃施設組合 | 事務局長 | 鈴木 正人 |
| 〃 | 事務局次長 | 齋藤 静一 |
| 〃 | ごみ処理施設場長 | 高田 正徳 |

【取材報道機関】

陸奥新報社、津軽新報社

【1 開会】

事務局次長 村元 茂樹

定刻となりましたので、ただいまから、第3回津軽地域ごみ処理広域化協議会を開催いたします。

協議に入るまで進行役を務めさせていただきます、協議会事務局次長の村元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大鰐町の山田町長と藤崎町の平田町長が急務により欠席となっておりますので、ご報告いたします。

それでは、早速会議に入りたいと思いますが、協議会会則第7条の規定に基づき、会議の議長を櫻田弘前市長にお願いしたいと思っております。

櫻田弘前市長よろしくお願いいたします。

【2 報告】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、会則の定めによりまして暫時、議長を務めさせていただきますので、議事進行につきましてご協力の程よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席者は6名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

報告（1）「幹事会及び専門部会委員について」事務局に報告を求めます。

事務局長 森岡 欽吾

事務局長の森岡と申します。よろしくお願いいたします。

それでは協議会への報告事項といたしまして、「幹事会及び専門部会委員について」ご報告いたします。

資料1をご覧ください。

協議会での協議項目を専門的に協議するために設置している幹事会及び専門部会につきまして、今年4月の各市町村人事異動に伴う委員の変更について、報告するものでございます。

なお、本日は幹事会及び専門部会において調整方針案が整った項目を、協議いただくものでございます。

資料1の1ページが幹事会委員名簿、裏面の2ページが2つの専門部会委員名簿となり、下線を引いた委員が新任の委員でございます。

報告は以上でございます。

【3 案件】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

続いて、案件の協議に入らせていただきます。

案件（1）「協議項目の協議」についてであります。本日の協議項目は、「分類1 1施設受入基準」の「1可燃ごみ」から「4資源ごみ」までとなります。

協議項目ごとに協議を進めてまいりたいと思っておりますので、まず、「1可燃ごみ」について、事務局から説明を求めます。

事務局長 森岡 欽吾

それでは、資料全体の概要について初めに説明をさせていただいたうえで、可燃ごみの施設受入基準について説明をさせていただきます。

はじめに、資料2をご覧ください。

資料2は、本日、協議いただく案件を協議項目ごとにまとめたものであり、決定しようとする内容である調整内容と、幹事会から提出された調整方針の案となります。

次に、資料3をご覧ください。

資料3は、協議項目と協議状況を一覧にまとめたものでありますが、1ページの赤枠で囲った部分に記載のとおり、令和8年度から黒石地区清掃施設組合の環境管理センターを廃止し、弘前地区環境整備事務組合の弘前地区環境整備センターと南部清掃工場の2つの施設にごみ処理を集約することが決定されており、本日はこの2つの施設での受入基準を協議していただくものでございます。

次に、資料4をご覧ください。

資料4は、弘前地区環境整備センターと南部清掃工場の現行の受入基準であり、ごみの区分ごとに、その区分の内容や受入施設、サイズなどの受入基準をまとめておりますので、ご参照くださるようお願いいたします。

それでは、資料2にお戻り願います。

1ページの「1可燃ごみ」についてであります。

調整内容といたしましては、可燃ごみの受入施設及び受入基準を定めるものであります。こちらにつきましては、幹事会で協議した結果、受入施設は「弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場」とし、受入基準は、施設の故障などのトラブルを防ぎ、安定的にごみ処理を行うため、「現行の受入基準を引き継ぐ」という調整方針案としております。

「分類1 1施設受入基準1可燃ごみ」についての説明は以上です。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

「ありません。」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご意見がないようでありますので、お諮りしたいと思います。

「分類1 1施設受入基準1可燃ごみ」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

よって、「分類1 1施設受入基準1可燃ごみ」は原案のとおり決定されました。

次に、「分類1 1施設受入基準2不燃ごみ」について、事務局から説明を求めます。

事務局長 森岡 欽吾

資料2、1ページの「2不燃ごみ」についてであります。

調整内容といたしましては、不燃ごみの受入施設及び受入基準を定めるものであり

ます。

こちらにつきましては、幹事会で協議した結果、受入施設は不燃ごみの処理を行ってきた「弘前地区環境整備センター」とし、受入基準は、施設の故障などのトラブルを防ぎ、安定的にごみ処理を行うため、「現行の受入基準を引き継ぐ」という調整方針案としております。

また、広域化に当たり、「水銀使用廃製品については、水銀汚染防止法に基づき、より一層の飛散・流出防止策を検討する」としており、処理段階における、より一層の飛散・流出防止策を検討しようとするものであります。

「分類1 1施設受入基準2不燃ごみ」についての説明は以上でございます。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

平川市長 長尾 忠行

不燃ごみについては、弘前地区環境整備事務組合と黒石地区清掃施設組合では分別が違うと思うが、これは弘環組合の今までの受け入れと同じ形にするのか。

事務局次長 村元 茂樹

弘環組合の施設で処理を行いますので、弘環組合の受入基準となります。

平川市長 長尾 忠行

黒清組合の場合、スプレー缶やライターを別に集めているが、それは弘環組合と一緒に出してもよいか。

事務局次長 村元 茂樹

スプレー缶につきましては、資源ごみの方で処理を行いますが、こちらについては中身を抜いたうえで処理することになります。不燃ごみではなく、後ほど「資源ごみ」の方でお話させていただくことになります。

事務局総括主幹 吹田 稔

補足させていただきます。危険物処理の取扱いということでお配りしている資料3をご覧ください、3ページの協議項目「1 2処理区分4危険物処理の扱い」という項目がございます。こちらの協議項目で8市町村の処理について協議する予定としております。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

別のところでの協議となります。その他、ご質問やご意見ございますか。

「なし」

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご質問、ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。

「分類1 1施設受入基準2不燃ごみ」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

よって、「分類 1 1 施設受入基準 2 不燃ごみ」は原案のとおり決定されました。

次に、「分類 1 1 施設受入基準 3 大型（粗大）ごみ」について、事務局から説明を求めます。

事務局長 森岡 欽吾

資料 2、1 ページの「3 大型（粗大）ごみ」についてであります。

調整内容といたしましては、大型ごみの受入施設及び受入基準を定めるものであります。

こちらにつきましては、幹事会で協議した結果、受入施設は大型ごみの処理を行ってきた「弘前地区環境整備センター」とし、受入基準は、施設の故障などのトラブルを防ぎ、安定的にごみ処理を行うため、「現行の受入基準を引き継ぐ」という調整方針案としております。

また、広域化に当たり、「廃置については、広域化による搬入量の増加を踏まえた基準を検討する」としており、ごみ処理施設での切断作業が増加し、他のごみ処理に支障を来す恐れがあることから、新たな受入基準を検討しようとするものであります。

「分類 1 1 施設受入基準 3 大型（粗大）ごみ」についての説明は以上です。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

「ありません。」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

意見がないようでありますので、お諮りいたします。

「分類 1 1 施設受入基準 3 大型（粗大）ごみ」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

よって、「分類 1 1 施設受入基準 3 大型（粗大）ごみ」は原案のとおり決定されました。

次に、「分類 1 1 施設受入基準 4 資源ごみ」について、事務局から説明を求めます。

事務局長 森岡 欽吾

資料 2 の 2 ページ及び 3 ページの「4 資源ごみ」についてであります。

まず、「資源ごみ（かん）、（びん）、（ペットボトル）」につきましては、受入施設は「弘前地区環境整備センター」とし、受入基準は、施設の故障などのトラブルを防ぎ、安定的にごみ処理を行うため、「現行の受入基準を引き継ぐ」という調整方針案としております。

次に、「資源ごみ（プラスチック製容器包装）」につきましては、弘前地区環境整備センターでは、プラスチック製容器包装の処理ラインを休止していることなどから、「分別収集を行っている市町村は、現行どおり民間の中間処理施設へ直接搬入する」という調整方針案としております。

次に、「資源ごみ（紙パック）、（ダンボール）」につきましては、受入施設は「弘前地区環境整備センター」とし、受入基準は、施設の故障などのトラブルを防ぎ、安定的にごみ処理を行うため、「現行の受入基準を引き継ぐ」という調整方針案としております。

次に、「資源ごみ（紙製容器包装）」につきましては、受入施設は「弘前地区環境整備センター」とし、受入基準は、施設の故障などのトラブルを防ぎ、安定的にごみ処理を行うため、「現行の受入基準を引き継ぐ」という調整方針案としております。

また、広域化にあたり、「分別収集を行っている市町村については、雑紙への区分変更を検討する」としており、分別区分をシンプルにすることで紙の再資源化を推進するために、区分変更を検討しようとするものであります。

最後に、「資源ごみ（新聞・雑誌・雑紙）」につきましては、「分別収集を行っている市町村は、現行どおり民間の中間処理施設へ直接搬入する」という調整方針案としております。

「分類 1 1 施設受入基準 4 資源ごみ」についての説明は以上でございます。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

黒石市長 高樋 憲

紙製容器包装の雑紙への区分変更を検討するとは、詳しくどういった形になるのか。

事務局 吹田総括主幹

現在、紙製容器包装を分別収集している市町村と行っていない市町村が 8 市町村の中で混在しております。紙製容器包装と雑紙の区分に分けていますが、紙製容器包装より雑紙の区分とした方が紙のリサイクルが進むと言われており、国でも推進していることから検討を進めるものです。

黒石市長 高樋 憲

紙製容器包装を雑紙扱いにすることで、現行どおり民間の中間処理へ持っていくということでしょうか。

事務局 吹田総括主幹

紙製容器包装については、現在も弘前地区環境整備センターの方でリサイクル処理をしております。ただ、雑紙区分ということになりますと、弘前地区環境整備センターでのリサイクル処理が難しく現状では行っていないので、そういった場合は民間施設に持っていくことになっております。

紙製容器包装と雑紙の違いということですが、まず紙製容器包装は紙のリサイクルマークの付いたもので、例えばティッシュやお菓子の箱といったものが紙製容器包装となります。

一方で雑紙は、紙製容器包装も含まれますが、その他のメモ用紙などの紙全般を雑紙としてリサイクル処理しています。雑紙区分の方がより広く分別していることにな

ります。

紙製容器包装も含まれますが、その中でも防水加工されたものなどに関しては、リサイクルに向かないため雑紙の区分には入りません。

雑紙は環境整備センターでは処理が困難であるため民間施設に搬入してリサイクルをしております。

紙製容器包装よりもより広く紙を集めることができるため、雑紙区分にする流れになっています。

リサイクルを推進するため、雑紙区分への変更を検討することを今回、調整方針案としてまとめたものです。

黒石市長 高樋 憲

現在、弘前市は紙製容器包装マークが付いているもの以外は収集していないのか。

事務局 吹田総括主幹

弘環組合の構成6市町村ございますが、紙製容器包装と雑紙区分にしている市町村が混在しております。

弘前市と平川市は既に雑紙区分としておりますが、その他の自治体については紙製容器包装で分別しております。

混在しているところをより効率的に処理するということがございますので、雑紙区分への統一を考えていくことになるかと思えます。

黒石市長 高樋 憲

いずれにしても、地域住民がやりやすい体制を最優先に考えてもらいたい。

処理する方の立場を優先してしまうと出す方が複雑になってしまい、うまく機能しない可能性もある。十分それを踏まえて検討していただければと思います。

事務局 吹田総括主幹

住民が分けやすい区分変更を検討するというところで8市町村の意見がまとまっておりますので、その方向性で進めたいと思います。

議長 (弘前市長 櫻田 宏)

住民にとってよりよい方策を会議の中で進めてもらいたいと思います。

その他、ご質問、ご意見ございませんか。

「なし」

議長 (弘前市長 櫻田 宏)

ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。

「分類1 1施設受入基準4資源ごみ」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり。

議長 (弘前市長 櫻田 宏)

ご異議なしと認めます。

よって、「分類1 1施設受入基準4資源ごみ」は原案のとおり決定されました。

以上をもちまして、案件の協議は全て終了いたしました。大変お忙しい中、お集

りいただいておりますので、その他として皆様から何かご発言があればお願いいたします。

黒石市長 高樋 憲

先ほど平川の長尾市長のお話もありましたが、ガスボンベ、電池等の収集ですが、黒清組合も何回も火事や爆発の事案があって、現在、スプレー缶は穴を開けないで出してくださいという形でやっています。

市民も処理しやすいといった良い面もあります。

全般的な話ですが、弘前市長からも話があったように住民目線で対応しやすいごみ処理体制を十分協議したうえで、弘環と黒清でお互い良い所は利用し合うなど、そういった発想で協議を進めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 (弘前市長 櫻田 宏)

ただいまの黒石市長のご発言のとおり、住民目線でよりよい方策を詰めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

その他何かございませんか。

「なし」

【4 その他】

議長 (弘前市長 櫻田 宏)

最後に事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局長 森岡 欽吾

事務局から今後の協議会の開催予定についてご連絡いたします。

今回は、来年の2月を予定しており、令和3年度の事務局に係る予算と、それまでに調整方針案が整った項目について協議をいただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 (弘前市長 櫻田 宏)

今回の開催日程は来年2月ということで、それまで調整項目を詰めたものと来年度予算案ということです。

以上をもちまして、第3回津軽地域ごみ処理広域化協議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

以上

(午後2時27分終了)